

經濟論叢

第八十八卷 第六號

ベルリン機械工業

における労働関係(一)……………大野英二 1

伐出林業労働の存在形態(二)……………山崎武雄 25

『ワイマール共和制』初期の

農業労働立法とユンカー経営……………佐藤智三 42

ドイツ独占確立期における

自己金融と決算政策(三)……………津守常弘 58

經濟論叢 第八十七卷・第八十八卷總目錄

昭和三十六年十二月

京都大學經濟學會

伐出林業労働力の存在形態(二)

——和歌山県新宮地方の実態——

山 崎 武 雄

四

新宮は早くから林産物の集産地として知られ、製材機械の導入は明治二〇年代に始まり、新宮材は土として東京・大阪に出荷されると共に、明治後期からは台湾・満鮮にも進出した。新宮木材業の中心は却売業者で主要製材工場は、主としてかれらによって経営されたが、一方において素材の生産・流通は間屋によって掌握されていた。

ところが戦時下の木材統制により新宮におけるこの間屋の支配体制は一挙に崩壊した。戦後においては木材需要の變化、林道網・トラック輸送の発達、熊野川流域の電源開発による流送から陸送への転換等木材ブームを背景として伐出業者が族生した。また製材業者も伐出部門へ進出するに至った。昭和三十六年九月現在、間屋は僅か一名のみでしかもこれも実質的には素材

業者に転化している。

ところで新宮における製材業及び素材業には比較的小規模のものが多くその浮沈は激しく、木材生産もまた浮動的である。好況下の昭和三十六年四月現在における新宮木材協同組合員一四八名のうち、休業者は二七名である。製材工場は同時期に四九あるが、そのうち五〇馬力以下のものが三五の多数に上り、また賃掘工場の多いことも特徴である。

われわれの調査時、昭和三四・三五年九月現在における新宮木材協同組合員一二六名のうち伐出を行うものは製材業者九名、いわゆる素材業者四三名である。製材業者にして伐出を兼ねるいわゆる一貫業者は、いずれもその工場馬力数五〇馬力以上、年間素材消費量約二万石以上の大規模な業者である。これに反し専業的伐出業者たるいわゆる素材業者には小規模のものが多く単なるブローカー的存在にすぎないものもあるが、他方年間伐出

量二万石以上のものも存在すると共に、大山林地主による大量伐出も行われている。

新宮においてはバルブ材は別として、用材は殆ど熊野川流域において調達されている。その数量は年々変動するが、新宮木材協同組合の調査によれば約七万五石であり、そのうち六〇万石が地元製材において消費され、一五万石が素材のまま販売されている。なお熊野川流域からは年間約三六万石のバルブ材が地元製紙工場へ伐出されて、これと直結せる大規模なバルブ材伐出業者も出現しており、また最近チップ工場が増設されいずれも製紙工場の系列下に入っているのも新しい現象である。

なお素材の生産・流通に關して、新宮原木市場株式会社及び十津川木材協同組合の果た役割は極めて重要である。前者は昭和二六年設立の電柱木材協同組合からの分身で、後者は電源開発による補償金によって十津川村民により新宮に設立されたものであり、共に原木市場をもち、これに集荷される素材は両者共年間約二五万石に達している。また両者とも商工中金からの融資により業者に前渡金を貸付けて原木市場への集荷を強化している。

ところで製材業者或は素材業者が伐出を行う場合には、直働労働者に依存するものではなく、いずれも請負労働に依存している。そこにいわゆる組が登場する。その場合、団体請負或は個人請負が行われるが、実質的には前者の方がより多いようであ

る。一般の場合においても契約書を作成し、主要伐出資材はいずれも業者が提供するが、最近では一切の伐出資材を所有して伐出を請負うものも出現している。しかしまだ全く伐出資材を所有せず、単に小道具乃至は小器具と労働力のみによって組を組織して伐出を請負うものが遙に多い。

なお新宮における素材生産の方法にいわれる「仕込」によるものがある。この形態は戦前間屋支配の下における支配的形態であったものであるが、戦後においてもなお残存しながらも徐々に減少の傾向にある。「仕込」による方法とは業者が自ら伐出過程にはならんら参与せず、ただ「仕込金」を貸付け、それによって素材生産を行わしめ、金利と手数料をとるいわば問屋的機能を果たすものである。この場合契約書の作成、保証人、担保物件等が必要とするが、後述する場合の如く専属的關係の場合には往々口頭により簡単に契約が成立し、対人信用のみによる場合もある。

ところで製材業者と素材業者との伐出における本質的な差異は存しない。むしろ伐出を兼営する製材業者はすべて大規模な業者で比較的大量の伐出量であるのに対し、素材業者には零細なものが多いという点に問題があろう。従って伐出労働力の性格もこれに対応するものである。それゆえこの視角から二つの型の伐出労働者の性格を考察する。

五

恒常的に大量の伐出を行うP木材K・Kは、新宮市における代表的な製材業者であり、その製材工場は一八〇馬力、昭和三三年度の年間消費素材石数は三・九万石であるが、工場の月間平均製材能力は六千石である。

右の年間消費石数三・九万石のうち、社長所有山林からの伐出量二万石、立木買付によるそれ五千石であり、他は電柱木材協同組合の市売及び地元素材業者に依存しているのである。

同社社長の所有山林面積は六六〇町で二名の山番によって管理されている。

P木材に於ける伐出はK組を中心として、その下における三組によって行われている。K組は搬出に專業化しており、搬出量の約八〇%を担当している。K組と他の三組との関係は外見上では下請関係にみえるが、從屬的なものではなく、この三組もK氏とはなく直接P木材と請負契約を結ぶのであり、その際K氏は仲介・立会をなす。以下K組及びその下の一組たるO組について考察する。

まずP木材とK氏との関係についてみよう。K氏は同社長の山番をもかねているが、この関係は三代前から続いている。また伐出についても約三〇年前父親の代から専属関係にある。まず山番関係についてふれておこう。両者の間には次の条項を内

容とする契約書が作成されている（以下山林所有者を甲、山番を乙とする）。

第一条 乙は常に管理山林を見廻り他山との境界を明確ならしむると共に、盗伐・災禍等を未然に防止すること。

第二条 乙は管理山林に異変を生じたる場合は速に甲に連絡すると共に最善を尽す事。

第三条 乙は植林・補植及び刈・間伐の場合は予め実施予算計画書を甲に提出、甲乙協議の上実施の事。

第四条 乙は管理山林保守等に関し不可抗力は別として、故意に甲に損害を与え、与えんとし不利に陥れたる場合は、無条件にて管理者としての資格を失うと共に賠償の責を負う事。

第五条 乙の管理は敢くまで当事者に限るものとして、他の管理委任は絶対せざる事。

第六条 本契約有効期間は拾ヶ年とし、期間満了前甲乙協議の上更新するものとす。

第七条 甲に於て乙管理山林伐採の場合、見積評価額の二分以内管理費として甲より乙に支給するものとす。

なお山番には固定給はなく、その造育林労働に對しては日給年二回五千元乃至一万元宛の手当が支給される。このようにK氏の場合においても山番の性格は、和歌山県や奈良県下における一般的なそれと同一である。

ところでK氏はP木材に専属し、後述の如く專業的に伐出特

に戦後は搬出のみに従事しているが、他の一人名の山番にはこのようなものは存在せず、二名が臨時的にその管理山林の伐出を行っている。

K氏はP木材の搬出を行うに際しては、社長との直接交渉により契約を結ぶ。契約は両者の長年にわたる関係上スムーズに行われ、次の如き内容の比較的簡単な出材請負取決書が二通作成される。

一、場所 熊野川町清川東敷屋

二、樹種及び数量 杉・檜・モミ・トガ約四万石。

三、出材請負単価 石当り二八〇円。但しトラック積場に集積の事。

四、出材請負者負担内訳 架線設備・木集め運材・架線撤収・燈火用油・針金・釘・矢形用車の消耗・出材用小屋。

五、木主負担資材内訳 架線用ワイヤー一切・発動機二基・発動機用燃料・集材機一基・架線小道具一切。

すなわち石当り単価並びに出材資材の分担内容が決定されるのみである。請負価格は石当り単価により決定されるのが一般的であるが、搬出が小規模な場合には総量による決定も時には行われる。資材は右の如く殆んど会社が提供し、K組は一部消耗品を負担するのみであり、出材用小屋においてもその資材は会社負担でありK組が設営する。それ故P木材は伐出資材一切を所有しているが、その主要なものは発動機二五馬力・一〇馬

力各一、八馬力二、集材機三、各種ワイヤー一六、五〇〇米その他である。右の取決書による伐出は昭和三年一月〜三年三月の期間に行われた。

次にK組の性格をみよう。組頭K氏は四九歳で小学卒業以降農業兼伐出労働に従事し、昭和八年組頭として組を組織してからは専業的に伐出を行っている。戦後昭和二二年組を再組織し、この組はK氏と組員六名で構成されたが、P木材の伐出の終了後昭和三六年九月現在迄に組員四名が脱退している。組員六名はいずれもK氏の部落のもので、うち三名は親戚である。すなわちK組は地縁的・血縁の性格を有する。K組について注目すべきことは、伐出資材の所有である。すなわち六馬力発動機一、集材機一、制動機一、滑車二四、矢形三〇、集材用軟鋼三〇〇米及び土工用具等これであり、これらの資材は組の共有で、その購入価格は四五一、〇〇〇円である。この金額は七名の均等負担によるものであるが、資金を有しない二名に対してはK氏が無利子、無制限の条件で立替えている。組員脱退の場合には、資材を時価で評価して持分を現金で返却する。K氏は村内の上層に属し田七反五畝、畑二反、山林一七町を所有している。K氏が組頭となったのは、かかる条件を背景とする熟練労働者としての技能によるものである。

ところで前述の如く、搬出数量は大でK組七名では不可能なため、組として臨時労働者一三名を募集して組に参加せしめる

と共に、他方搬出数量四万石のうち一万石を前述のO組に請負わしている。この場合、形式上は下請の形態をとっているが、K氏が仲介してP木材社長とO組組頭O氏との間に請負契約が結ばれた。その際契約書は作成されず、口頭で石当り単価二三五円と決定され、資材分担はK組の場合と同一である。石当り単価においてO組が低いのは、O組の林分が搬出に容易な地勢でありかつ杉・檜が多いことに基づくものである。この場合K氏が中間利得を獲得する余地は全く存しない。

O氏は二五歳で作業所の地元に着任する専業的林业労働者であり、中学卒業以降昭和二十七年まで篠夫、その後K組に入り搬出に従事し、P木材の請負に際してK組から独立して四名で組を組織したものである。O氏は長男で、父は篠夫であったが昭和二十七年以降農業に従事し田三反、畑二反、山林三町を所有している。組の四名のうち三名は地元の林业労働者であり、O氏は組頭であるが他の二名と差異はなく実質的には共同請負である。四名のうち二名は意見の相違により組の結成後半年で脱退している。O組には共有の資材は存しない。更にO組においても臨時労働者を地元で募集している。

K組及びO組における組員と臨時労働者との重要な差異は、請負による収益が組員間のみ分配される点に存する。賃金はK組においては組員は日給七〇〇円、臨時労働者は七〇〇円一〇名、六三〇円二名、五六〇円一名で能力により格差があるが、

O組においては組員、臨時労働者共に七〇〇円である。両組とも組頭への特別手当はなく、組頭も同一賃金で労働に従事する。右の搬出作業における収益は、K組においては殆んどなく、O組においては約六〇〇円でこれを組の二名が折半し、臨時労働者に対しては事業終了後各人に手当五、〇〇〇円を出すと共に宴会（一名当り三、〇〇〇円）に招待している。

次に組頭の機能につきまず作業管理の内容をみよう。P木材はその伐出に際して伐採及び搬出の計画を立て、組頭と協議して実施する。K氏の場合にはP木材に専属しかつ社長の山番をかねる特殊関係にあり、社長から全幅的信頼をうけており、会社の計画樹立にも参与し、搬出作業における指揮監督の任に当ると共に自らも労働に従事する。O氏の場合はこれと異なりもっぱら作業の指揮監督に当ると共に自らも労働する。会社職員も臨時作業管理に当る。各組内部における搬出労働の割当、分担等に関する組頭の機能及び各作業内容は、既に考察せるS林業のN組におけるとは同一であるゆえ、その具体的内容についてはここでは省略する。ただO組においては後述の如く組頭は年齢も若く技能においても特にすぐれていないのに対し、K組においては組頭は年長で技能にも優れており、その作業管理の機能はより強力である。すなわち会社職員がこれを行う。

次に組頭の労務管理の機能をみよう。まず第一に募集機能についてみれば、K組においては組全員が長く地縁的血縁的結合

を維持しており、募集機能は臨時労働者についてみなければならぬ。臨時労働者一三名の出身地は、組頭と部落のもの二名、事業所地元のもの三名、郡内のも六名、県外のも二名である。すなわち組頭と部落及び事業所地元のものよりも郡内のものの比重が高く、更に県外のもの二名の存することは注目されねばならない。これは後述の如く彼等の賃労働者たる性格に対応するものである。臨時労働者の募集にはP木材は全く関与せず、組頭及び組員がこれを行ったものである。その際の臨時労働者の「つて」の内訳は、友人五名、親戚三名、組頭二名、組員三名である。友人及び親戚を「つて」とするものは、組のいずれかものと結付くのであって、特に組頭に結付くというのではない。聴取調査に際して明確に「直接組頭に頼んだ」と答えたものは一名にすぎず、また組頭と特に関係のあるものは存しない。右の如くK組における募集機能は、むしろ組全員によって行われており、組頭のそれがやや強いとはいえずに強力ではない。なお臨時労働者一三名のうち二名は事業完了前に脱退している。

次にO組は前述の如くこの事業に際して組織されたものであり、実質的には共同請負で組頭は組の代表者たるにすぎない。従つてまたO組における臨時労働者の募集に際しても、その募集機能は組全員特に地元のもの三名によって行われたものであり、組頭のそれはなんら特殊のものではない。臨時労働者はい

ずれも地元のもので事業開始当時は一〇名であったが、その後一年間に四名脱退している。

第二に賃金管理についてみよう。K組、O組ともにP木材との契約は主として組頭によってなされ、K組における出材請負取決書には組頭のみが署名する。しかしながら契約交渉には組員も屢々参加し、組員が参加せぬ場合には組頭が詳細に報告する。それゆえ契約内容については組員も熟知しており、二組とも実質的には団体請負である。二組とも、出材石数に応じて支払われる金額の分配基準となる日給額は組頭と組員は同一で、その決定は全員の合議によって行われ、組頭への特別手当は存在せず、更に請負による収益は全員に均分される。それゆえ二組とも組頭との間にはなんらの差異も存しない。P木材から二組への支払方法は、月々団体出来高払により組頭へ一括して支払われ、組頭から組員に分配されるが、右当り単価及び出材石数は全員に熟知されており、組頭による中間取収の余地は全く存在しない。

しかしながら組員と臨時労働者との間には重要な差異が存する。まず臨時労働者は組に一時的に参加したものであり、作業収益の分配にはあずからない。第二に組の請負単価については臨時労働者は本末これを知らず、なんらかの機会に偶然知りうるにすぎぬ。ところで臨時労働者の賃金決定は組全員との合議によってなされ、既にふれた如くその賃金はO組においては組

員と同額であり、K組においては一〇名が同額で他の三名は低い。しかしこの三名の賃金格差は、かれらが比較的年少で林業労働経験年数の低いことに基因するものであり、従って組員と臨時労働者との間には一応賃金格差は存しないといえるであろう。しかしながら賃金額そのものが検討されねばならない。K組及びO組の賃金とS林業のN組のそれとを比較すれば前者は低い。この格差はK組とO組には組員以外の臨時労働者が存在するのに対して、N組にはそれが存在しないことによるものと思われるのである。K組とO組は実質的には組全員の団体請負であり、作業収益の獲得を目的とするもので、その労働力不足を臨時労働者の募集によって補充する。組員は臨時労働者と同じ労働に従事し、しかも月々P木材から出材石数に対して支払われる金額を、臨時労働者をも含めた全員で決定せる日給額を基準とし嫁動日数に応じて、臨時労働者に対すると同じく一応賃金の形態において分配するゆえ、その技能において差異の存しない限り、臨時労働者と同一賃金たらざるをえないのである。それゆえ組員は、日給額ある程度低く決定し臨時労働者の賃金を引下げると共に、組としての作業収益をより多く獲得せんとする要求をもつであろう。しかしながら組員もまた後に検討する如く本質的には賃労働者であり、他方臨時労働者を確保する必要と相俟って、賃金引下げは比較的狭い範囲内に限定されるをえないうであろう。

伐出林業労働力の存在形態(二)

最後に労務管理について生活管理の面をみよう。ここでの問題は飯場炊事である。飯場の設備はK組においてのみ行われるが、P木材がその資材を提供し組が建設する。炊事は共同炊事であり炊事婦が一名雇用されている。炊事婦は組員と同村であるが、K組には初めて雇用されたものであり、炊事のほか雑役にも従事する。その賃金は三食付日給二四〇円で、組頭個人ではなく組としてこれを支払う。飯場宿泊者は事業所地元の臨時労働者三名を除く全員である。食料一切は組によって一括購入され、燃料は事業所林地で採取される。他の財は各人が個々にこれを購入する。食費として組全員及び宿泊臨時労働者から一律に一日一〇〇円宛賃金から控除され、食費不足の場合には組によって補充される。食料及びその他の財の運搬は全宿泊者によって行われる。右の如く飯場炊事に關しても、組と臨時労働者との間には差異があり、組は炊事婦賃金及び食料補充費を負担し、臨時労働者はこれを負担しない。組頭、臨時労働者双方からの聴取調査によっても、飯場炊事費は組によって補充されることが確認された。すなわちこの場合、前期的な組頭制度におけるとむしろ逆の現象がみられるのである。しかしながら他方、前述の低賃金との関連をも看過してはならないであろう。K組において請負による収益が殆んどなかった主要な原因は、その請負林分が出材に困難な地勢でかつ杉・檜が比較的少なかったことによる出材費の予想以上の上昇にあるが、飯場炊事費

の負担も一応注目されるべきであらう。

以上K組とO組について、その一般的性格及び組頭の作業管理、労務管理の機能を検討した。K組は地縁的血縁的結合、O組は地縁的結合の性格が強い。組頭の果す作業管理の機能は強いが、これは主として熟練労働者としての技能に基ずくものであり、またK組においては組頭の山番たる性格によってより強められている。組頭の労務管理の機能は弱められ、次第に組全体の中に解消されつつあり、組頭と組員との本質的差異はなんら存在しない。またいわゆる前期的な組頭制度の性格は殆んど全く解体していると云いうるであらう。なおK氏の場合、戦前の組頭時代に既に殆んど現在と同様の機能を果していることを附記しておかねばならない。

更にK組・O組とも臨時労働者が参加しており、組労働者と臨時労働者との間には前述の如き対立関係が内包されている。

次に労働者のより具体的性格を検討せねばならない。なお以下の数字は昭和三四年九月現在におけるものであり、またO組においては組労働者は僅か二名でかつ臨時労働者との差異はないゆえ表においては一括する。K組においては組七名・臨時一三名、O組は組二名・臨時六名である。

年齢と家庭内の地位 次表によれば、K組の平均年齢は組労働者三六・六歳、臨時労働者二九・九歳で一名を除きいずれも三〇歳以上であるが、臨時労働者は二〇歳台のものが過半数を

しめている。O組の平均年齢は三四・九歳で、その半数は二〇歳台である。O組の組労働者は夫々二六歳と二八歳で臨時労働者より年少で、一般の場合とは逆の現象を示しているが、これは組頭がK組から独立して組を組織した事情によるものであり、両名とも勿論熟練労働者である。

次に家庭内の地位をみれば、K組では組労働者には戸主が多く臨時労働者には長男が多いが、O組では半数が戸主である。なおO組の組労働者はいずれも長男である。

林業労働経験年数 K組における組労働者の平均あしかけ経験年数は二〇・六年、臨時労働者のそれは七・三年である。これを前出の平均年齢と対比すれば、組労働者は学校卒業後直ちに林業労働に従事していることを示しているのに対し、臨時労働者は二〇歳台になって林業労働に入ったことを示す。平均純経験年数は、K組の組労働者一四・四年、臨時労働者六・八年であり、O組においては九・三年である。

純経験年数率は、K組の組労働者六九・九%、臨時労働者八〇・九%であり、O組は七五・六%であり、前出のN組には劣るがいずれもかなり高率で林業労働への定着・専業化傾向を示している。純経験年数率においては組労働者が臨時労働者よりもむしろ低い、これは後に示す如く前者において農業との結びつきがより大なることによるものであらう。但し組労働者も戦後には戦前よりも農業労働を軽減している。

第4表 年令別、家庭内の地位別労働者数

家庭内の地位別	年令別		20歳未満	20～30歳	30～40歳	40～50歳	50歳以上	計	平均年齢
	組別	組別	人	人	人	人	人	人	年
戸主	K組	組			1	1	1	3	45.3
	臨時	臨時		1	3	1		5	37.2
	O組	組			1	3		4	42
長男	K組	組			1			1	35
	臨時	臨時		6				6	24.8
	O組	組	2					2	27
二男	K組	組			2			2	29
	臨時	臨時			2			2	27
	O組	組		1				1	28
三男	K組	組		1				1	27
	臨時	臨時							
	O組	組		1				1	29
計	K組	組		1	4	1	1	7	36.6
	臨時	臨時		7	5	1		13	29.9
	O組	組		4	1	3		8	34.9

K組・O組とも搬出のみに従事するゆえ、請負作業期間中は林業労働の他作業種への流動はみられないが、それまでの期間における他作業種の経験者は、伐木・造材について組労働者一名、臨時労働者二名であり、流役については組労働者一名、臨時労働者三名である。

林業労働就業期間率 次表によって二組の林業労働就業期間率をみれば、高低の二つの型に分れる。また組労働者は臨時労働者に比してはるかに高率である（O組の二〇%未満の一名は臨時労働者である）。特に臨時労働者においては高低二つの型に分れているが、この低率のものは後述の如く農林業以外の他産業の賃労働者たりしものである。それゆえこれらの労働者は、いずれも兼業的・半農型労働者ではないのである。

稼動日数 次表により

第5表 組別林業労働就業期間率

組別	就業期間率					平均
	20%未満	20～40%	40～60%	60～80%	80%以上	
K組			1	5	1	69.8%
臨時	4	3	2	3	1	39.4
O組	1		3	4		56.8

第6表 年間稼働日数別、年間稼働月数別労働者数

年間稼働月数別	年間稼働日数別 組別	100 日未満	120 ～ 150 日	150 ～ 180 日	180 ～ 210 日	210 ～ 240 日	240 ～ 270 日	270 日以上	計	平均年間 稼働日数	平均月間 稼働日数
		人	人	人	人	人	人	人	人	日	日
5ヵ月	K組 臨時	2							2	80	16.0
	O組										
6ヵ月	K組 臨時	1							1	95	15.8
	O組										
7ヵ月	K組 臨時		1						1	125	17.9
	O組										
8ヵ月	K組 臨時		2						2	136	17.0
	O組										
9ヵ月	K組 臨時		1						1	154	17.0
	O組			1					1	153	17.0
10ヵ月	K組 臨時					2			2	187	18.7
	O組				1	1			2	211	21.1
11ヵ月	K組 臨時				2				2	205	18.6
	O組					1			1	220	20.0
12ヵ月	K組 臨時				1	1	2	1	5	261	21.8
	O組						3		3	249	20.5
計	K組 臨時	3	5		3	1	2	1	7	245	20.9
	O組			1	1	2	2	2	8	233	21.1

伐出林業労働力の存在形態(二)

第八十八卷 四一四

第六号

三四

林業労働稼働日数をみよう。まずK組の組労働者の年間稼働日数はすべて一八〇日以上で、その平均年間稼働日数は二四五日であるが、臨時労働者のそれは二一〇日以上と一五〇日未満の二群に分れ平均年間稼働日数は一六五日である。O組労働者の年間稼働日数はいずれも一五〇日以上で、二一〇日以上のものが大多数をしめ、平均年間稼働日数は二三三日である。

年間稼働月数をみれば、殆ど年間を通じて恒常的に林業労働に従事しているものが大多数をしめ、特に組労働者はすべて一カ月以上である。ただ臨時労働者特にK組のそれには年間稼働月数の比較的低いものが多数をしめるが、彼等は主として土工（三名）、トラック運転手（二名）に流動している。これは村内において行われている電源開発工事と関連している。

月間稼働日数においてもS林業組とはほぼ同程度であり、相当の高さを示している。ただ臨時労働者特に年間稼働月数の低いものは、月間稼働日数も低く、林業労働に従事すると共に他種労働への流動傾向のあることを示している。

農業経営との関係 労働者の経営耕地規模および農業従事日数を示せば次表の如くである。まず注目されることは、労働者の約三分の一が純然たる非農家に属しこれらはいずれも臨時労働者であることである。多少とも農業を営むものにおいても、その経営規模は一般的に極めて零細であり、互反未満のものが大多数をしめている。経営耕地規模一町以上のものはK組の組

労働者の僅か二名にすぎないが、この二名はいずれも戸主である。

更に年間農業従事日数もまた極めて少なく、圧倒的大多数の労働者について農業経営との結びつきは全くこれを無視しても差支ないであろう。経営耕地一町以上に属する戸主の二名においても、その平均年間農業従事日数は僅かに六九日であり、農繁期にのみ農業に従事し、農業はその家族労働に依存していることを示しているのである。

それゆえ殆んどすべての労働者が脱農民化しており大多数が賃労働者化しているとみるべきであろう。

他の職業との流動関係 最後に労働者の前歴をみることによって農林業以外の他産業との流動関係を考察しよう。全労働者二八名のうち林業労働の前歴のないものは僅か二名にすぎず、これらはいずれも比較的年少でトラック運転手をへてK組の臨時労働者となったものである。

次に林業労働の前歴をもつと共に多少とも林業労働以外の前歴をもつものは、半数の一四名である。そのうち組労働者は四名、臨時労働者は一〇名であるが、S林業N組労働者に比して極めて対照的で、他産業との流動の多いことを示している。他産業のうちでは工業が最も多く一〇名で、交通運輸業二名、鉱業・商業各一名であり、工業は製紙・製材・鉄鋼・電器・機械の各部門にわたっている。

第7表 経営耕地規模別、年間農業従事日数別労働者数

経営規模別	農業従事日数別 組別	なし	20日未満	20～40日	40～60日	60日以上	計	平均農業 従事日数
		人	人	人	人	人	人	日
なし	K組 臨時	8						
	O組	1					1	
1反未満	K組 臨時							
	O組		3				3	13
1～3反	K組 臨時		2				2	12
	O組		2				2	15
3～5反	K組 臨時							
	O組		1	1			1	45
5反～1町	K組 臨時				1	2	3	63
	O組		1			1	2	32
1町以上	K組 臨時		1				1	10
	O組					2	2	69
計	K組 臨時		2		1	4	7	50.6
	O組	8	3	1		1	13	23.8
		1	6	1			8	11.9

伐出林業労働力の存在形態(一)

第八十八卷 四一六

第六号 三六

右は昭和三四四年九月の調査によるもので、P木材のこの伐出作業は昭和三五年三月完了したのであるが、その後における他産業との流動関係を昭和三六年九月現在においてみれば、組労働者九名はいずれも全く林業労働に定着・専業化しており、この二年間に他種労働に従事したものは存在しない。K組においては四名が脱退し、うち一名は組頭となり独立している。O組は伐出作業完了と共に組を解散し、兩名はいずれも他村において搬出労働に従事している。臨時労働者一九名のうち死亡者一名を除き、一三名が林業労働に定着・専業化している。ただそのうち三名は土工或は雑役として電源開発工事或は災害復旧工事に、一ヵ月

以内の短期間ではあるが雇用されている。他の五名は全く林業労働から流出して、運輸・製材・土建・製紙の各部門に雇用されている。

六

專業の伐出業者いわゆる素材業者Q氏は、新宮市における比較的大規模な業者に属し、その伐出数量は昭和三〇—三五年間に一万乃至一・八万石で、昭和三三年度は一・七万石であるがそのすべてを立木買付によつてゐる。伐出方法は伐出数量の約八〇%を請負、約二〇%を「仕込」に依存している。請負の場合における契約書の作成、伐出資材の分担方法に関してはP木材におけると同様である。但し伐出数量の小さな場合には、時には契約書が作成されず口頭契約による場合もある。請負は団体請負又は個人請負に分れるが、個人請負の場合においてもK組の如く実質的には団体請負であるものが多いのである。

「仕込」は昭和三十一年以降Q氏に専属するB氏に対してなされている。B氏も新宮市における素材業者であったが、事業失敗後Q氏に専属するに至つたのである。昭和三三年度のB氏の伐出数量は三千石で、Q氏から七〇〇万円の仕込金を借入れている。この際、口頭契約で契約書は作成されず、金利日歩七銭及び素材販売額の五%が支払われる条件である。一般の場合には契約書が作成され、担保物件及び保証人を必要とするが、右

の場合は両氏の特種関係に基づくものである。なお両氏の場合、契約条件は必ずしも一定せず、特に金利は日歩二—一〇銭と変動している。

ところでわれわれが行つた労働者調査は、B氏の下における搬出労働者M組に関するものである。さてB氏は仕込金を借入れて立木買付を行うが、直接労働者を雇用して伐出を行うのではなく請負に依存する。すなわちP木材の場合におけるP木材—K組の関係が、Q氏の場合にはQ氏—B氏—M組となるのである。Q氏は表面に現れずここでは零細な伐出業者B氏とM組との対応関係が問題となる。

M組は六名によつて構成されており、組頭M氏はK組におけるK氏と全く同様で、いわゆる前期的な組頭ではなく六名の代表者たる性格のものである。また後に示される如くM氏は最年長でかつ專業熟練労働者であるが、K氏の場合とは異り作業管理機能をも喪失している。搬出作業の指揮・監督はB氏自らこれをなす。M氏は組員五名と全く同様の労働に従事するのであり、日給額も同一で組頭としての特別手当も受けない。

M組はB氏からの請負に際していずれも地元の六名によつて新たに組織されたものである。M氏は後述の如く完全に脱農民化して林業労働に定着・專業化しておりその行動半径も広いが、他の組員五名はいずれも経営規模五反以上の農家に属しており、林業労働への定着・專業化の傾向を強く内包しながらもなおあ

る程度農業と結び付いているのであり、その林業労働者としての行動半径も地元附近に限定されている。すなわちこの組員五名は三乃至七年間その地元周辺で伐出を請負っていたE氏の専業労働者の組に加入していたのであるが、この組が他地区に移動したため新にM氏を中心として組を組織したものである。ここには組員以外の臨時労働者は存在しない。

M組の請負伐出量は小規模で七〇〇石にすぎず、その際契約は単に口頭でなされ、石当り単価によらず総量二〇万円と決定されている。搬出も容易な場所であり、集材機・発動機等を必要とせず単にワイヤーとその附属品のみで搬出可能であり、これをB氏が負担し、労働者は各自所有の小道具を持参するにすぎず組所有の器具は存在しない。以下M組労働者についてK組・O組との対比においてその性格を検討しよう。

年齢と家族内の地位 第8表の示す如くM組労働者の年齢はいずれも二〇歳以上でK組・O組と大差はない。家族内の地位については戸主・長男が同じ比重を占めている。

林業労働経験年数と林業労働就業期間率 M組労働者の平均あしかけ経験年数は一二年、平均純経験年数は五・四年である。ただ組頭のみはいずれにおいても著しく高いゆえ、他の五名についてみれば前者七・四年、後三・三年でK組・O組に比して著しく低い。純経験年数率においてもM組は三九・二%でK組・O組に比して遙かに低い。

次に林業労働就業期間率も次表の如く四〇%以下が三分の二をしめ、平均のそれも三五・八%であり、K組・O組のそれより遙かに低い。ただK組臨時労働者のそれにはやや近いが、K組臨時労働者は農林業以外の他産業に就業していたのに対し、M組労働者は後述の如く農業にのみ就業していた点に重要な差異が存するといわねばならない。組頭M氏のみ特にこの点においても高率である故、他の組員五名においてはその率は更に低下する。なおM組六名はいずれも搬出労働のみに就業しており、

第8表 年齢別家庭内の地位別労働者数—M組一

家庭内の地位別	年齢別					計	平均
	20歳未満	20～30歳	30～40歳	40歳以上	人		
戸主			2	1	3	35	
長男		3			3	24	
計		3	2	1	6	29.8	

第9表 林業労働就業期間率

就業期間率	20歳未満	20～40%	40～60%	60～80%	80%以上	平均
M組	1	3		1	1	35.8%

第10表 年間稼働日数別年間稼働月数別労働者数—M組—

年間稼働月数別	年間稼働日数別						計	平均年間稼働日数	平均月間稼働日数
	150口未満	150～180口	180～210口	210～240口	240～270口	270日以上			
9カ月	1人	1人					1人	164	18.2
10カ月	1人		2人	1人			4人	192	19.2
11カ月									
12カ月						1人	1人	275	21.1
計	1人	1人	2人	1人		1人	6人	201	19.5

他種林業労働の経験を有するものは組頭のみである。

稼働日数 まずM組労働者の年間稼働日数及び月間稼働日数はいずれも相当多く、夫々の平均は二〇一日、一九・五日であり、この点に関しては林業労働への定着・専業化の傾向が強く現われている。(第10表参照)。また年間稼働月数においてもいずれも九カ月以上であり、同様の傾向がみられるのである。ただこれら二点に関しても組頭のみが遙かに多いのである。

またM組労働者の林業労働への定着・専業

第11表 耕地経営規模別、年間農業従事日数別労働者数—M組—

経営規模	農業従事日数別					計	平均農業従事日数
	なし	60日未満	60～80日	80～100日	100日以上		
なし	1人					1人	
5反未満							
5反～1町			1人	1人	1人	3人	99
1町以上			1人	1人		2人	77
計	1人		2人	2人	1人	6人	90.4

化傾向を、N・K及びO組労働者のそれに対比すれば、K組臨時労働者よりはより強く特に年間稼働月数においてそうであるが、他の労働者よりは、いずれの点においてもより弱いのである。

農業経営との関係 M組労働者の耕地経営規模及び農業労働従事日数を示せば第11表の如く組頭一名を除き、いずれも経営面積五反以上の農家に属している。この点においてN組・K組及びO組に対比してM組の性格が示される。しかしながら年間農業従事日数は前述の年間林業労働従事日数に比して遙かに少なく、第10表の示す如く農繁期の二、三カ月間のみ農業労働がなされるにすぎないであろう。ただ農業従事日数は他の三組に比して遙かに多く、この点前述の諸点と相俟ってM組労働者はお半農型

たる性格がある程度止めているというべきであろう。

M組労働者における農林業以外の他産業との流動関係は全くみられない。昭和三六年九月現在においてはM組は既に解散されているが、六名の労働者は依然として同一の状態を保ち、林業労働に従事しており、他産業への流出も全く見られないのである。

七

われわれは伐出林業労働力を伐出資本との対応関係においてとらえその存在形態を検討した。伐出資本が巨大な産業資本たる製紙資本の場合に於ては、それ自身産業資本たる性格をもつS林業と結び、またこれに対応してS林業は林業労働に定着・専業化せる賃労働者と結ぶ。伐出作業はなお請負の形態をとっているが、S林業の労働者把握は徐々に行われており、それと共に組頭の独自の機能も弱化せざるをえないのである。S林業下のN組はわれわれの調査時には独立の組としてS林業と請負契約を結んでいたが、その後N氏がS林業の直僱労働者となると共に組頭制度は完全に解体したのである。しかし旧組員はすべてN氏と行を共にし、昭和三六年九月現在遠く岐阜県下においてS林業の伐出作業に就業している。これと共にかれらは一層胎農民化し林業賃労働への定着・専業化を強化するであろう。

次にわれわれは製材資本たるP木材下に結ぶ林業労働力をやや詳しく考察したが、ここでも古い組頭制度は解体しておりまた林業賃労働への定着・専業化の極めて強い群とやや弱い群とに分れ、後者においては更に脱農民化し完全に賃労働者化し乍ら他産業との流動関係の強い群と極めて弱い程度ではあるが農業との結合を残している群とに分れる。しかしながら、P木材は年々恒常的に大量の伐出を行うことにより、その下における労働者の林業労働への定着・専業化を要求するであろう。なお他産業との流動関係の強いことは、林業労働者の近代的性格の陶冶に役立つであろう。

素材業者たるQ氏と間接的に結ぶM組の場合においては、特殊な「仕込」を媒介とするものでありQ氏から「仕込」をうけた客細な伐出業者B氏とM組の対応関係が基本をなす。M組労働者は林業労働への定着・専業化傾向を強く示しながらも、なお半農型性格がある程度止めているのである。ここで重要な点は、林業労働力が製材業に結ぶく素材業或は山林地主に結ぶ付くかということではなく、むしろその相対するものが大量かつ恒常的に伐出を行うものか否かにあるのである。従ってB氏の事例は小規模、小資本の伐出業に結ぶく林業労働者の存在形態と云いべきものである。しかも我国における伐出業の実態はむしろ小規模のものの多いことを示している(農林省・伐木事業者調査、昭和三九年、参照)。

それゆゑ伐出林業労働力を一般的に半農型として規定することは一応正しいし、わたくしも右の事実を否定するものではない。しかしながらそれと共に林業労働者も伐出資本の発展に対応して、先進林業地帯を中心として徐々に定着・専業化し、近代的賃労働者としての性格を陶冶されつつあることも看過するべきではないであらう。林業における労働組合が既に先進民林業地帯において組織されている事実も興味深い。かかる傾向に伴っていわゆる前期的な組頭制度も急速に解体しているのである。

なお本稿では林業労働力の近代化傾向を主として問題にし、その経済的地盤をなす賃金問題或は労働条件等の重要な諸問題の検討を残しているが、別の機会にゆずることとする。